

智頭町定額減税補足給付金(不足額給付)(※)申請書

※智頭町定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「不足額給付金」という。)とは、令和6年に支給した智頭町定額減税を補足する給付金(調整給付)(以下「調整給付金」という。)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

智頭町長 殿

智頭町
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式を提出いただいた場合、智頭町において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に決定通知を送付します。

【本様式での申請が可能の方】

●令和7年1月1日時点、智頭町に住民票があり、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円で調整給付(当初調整給付)の対象にもならなかった方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付の対象世帯主又は世帯員に該当していない方であって、令和5年中及び令和6年中に以下のいずれかに該当する方。

- ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

(フリガナ)		生 年 月 日	現 住 所
氏 名		大正・昭和・平成	
		年 月 日	電話 ()
令和5年12月1日時点にお住まいだった住所		令和6年1月1日時点にお住まいだった住所	
☐ 現住所と同一		☐ 現住所と同一	
☐ 現住所と異なる(住所:)		☐ 現住所と異なる(住所:)	
令和6年6月3日時点にお住まいだった住所			
☐ 現住所と同一			
☐ 現住所と異なる(住所:)			

【代理申請を行う場合】 ※代理人の口座に振り込む場合は、書面での申請が必須です。

本人の委任を受けて、代理人が受け取る場合は、下記を必ず記入してください。

■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方
- ②別世帯の親族の方…ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要となります
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人) …登記事項証明の写し等が必要となります

代 理 人	フリガナ	本人との関係	代 理 人 生 年 月 日	代 理 人 住 所
	代 理 人 氏 名		大正・昭和・平成	
			年 月 日	
上 記 の 者 を 代 理 人 と 認 め 、 補 足 給 付 金 (不 足 額 給 付 分) 申 請 書 の 提 出 ・ 給 付 金 の 受 給 に 関 す る 権 限 に つ い て 委 任 し ま す 。			本人氏名	署名

2. 受取方法

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上記入ください。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

■ ゆうちょ銀行以外

金 融 機 関 名		支 店 名		分 類	口 座 番 号 (右詰めでご記入下さい)	口 座 名 義 (カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通		
金 融 機 関 コード		支 店 コード		2 当座		

■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 6桁目がある場合は※欄にご記入下さい	通 帳 番 号 (右詰めでご記入下さい)	口 座 名 義 (カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 【支給要件】
以下のいずれかの条件を満たすこと
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金の支給対象とならなかった
 - ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金の支給対象とならなかった
- ② 以下のいずれにも該当しません。
- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象(世帯主・世帯員)であった
 - ・令和6年度に実施された調整給付金を本人分または扶養親族等分として受給対象であった
- ③ 不足額給付金の支給要件の該当有無を審査するため、智頭町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 提出書類に記載されている以外に課税所得はありません。
- ⑥ 給付種類の異なる給付金を受給している場合、支給要件に該当しなくなる給付金を返還します。

提出書類

☐ 『不足額給付金 申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面)
- ☐ 振込口座(表面)
- ☐ 誓約・同意事項(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

◆以下は該当する場合のみ添付が必要です◆

☐ 令和6年1月1日以前から智頭町に居住し続けており、申請者本人が事業専従者の場合

- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書の写し(コピー)』
- ☐ 『事業主の令和5年分所得税確定申告書の写し(コピー)』

※確定申告書の写しは、税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。

☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です

- ☐ 給付種類の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書(領収書)

☐ 別世帯のご親族の方が代理申請する場合のみ添付が必要です

- ☐ 申請者本人が『登記されていないことの証明書』
- ☐ 『親族関係を証明する書類(戸籍謄本または住民票)』

※戸籍謄本または住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。

※戸籍謄本または住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるように(つながるように)取得してください。

☐ 法定代理人の方が代理申請する場合のみ添付が必要です

- ☐ 『登記事項証明書』
- ※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本(正本)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名